

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月17日

【発行者名】 BNY Mellon・インターナショナル・マネジメント・リミテッド  
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン  
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ホスピタル・  
ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、  
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付  
(c/o Walkers Corporate Limited,  
Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road,  
George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 坂 東 慶 一  
同 大 田 友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ-  
NM世界投資適格社債ファンド 円投資型1809 / 米ドル投資型1809  
(Japan Offshore Fund Series -  
NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund(Yen Hedged Unit 1809 /  
USD Unit 1809))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
円投資型1809 : 1,000億円を上限とします。  
米ドル投資型1809 : 10億米ドル(1,105.4億円)を上限とします。  
(注1)米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2018年6月29日現在の株式会社三菱  
UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.54円)によります。以下、米ドルの円金額表  
示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ-

NM世界投資適格社債ファンド 円投資型1809 / 米ドル投資型1809

( Japan Offshore Fund Series -

NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund ( Yen Hedged Unit 1809 / USD Unit 1809 ) )

(注1) NM世界投資適格社債ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一つまたは複数の投資信託(シリーズ・トラスト)を設定できる仕組みです。2018年8月17日現在、トラストは、本ファンドを含め5本のシリーズ・トラストにより構成されています。シリーズ・トラストは一つまたは複数のクラスで構成されます。

(注2) 日本において、ファンドの名称について「ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ」を省略することがあります。

(注3) 用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1809受益証券および米ドル投資型1809受益証券(以下、それぞれ「円投資型1809」「米ドル投資型1809」または「NM円投資型1809」「NM米ドル投資型1809」といい、これらを総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)について本書により募集が行われます。

ファンド証券は、記名式無額面受益証券です。

ファンド証券は、単位型です。

ファンド証券について、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行(売出)価額の総額】

円投資型1809 : 1,000億円を上限とします。

米ドル投資型1809 : 10億米ドル(1,105.4億円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、円建てまたは米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、円または米ドルをもって行います。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### （４）【発行(売出)価格】

円投資型1809 : 1口あたり10,000円

米ドル投資型1809 : 1口あたり100米ドル

### （５）【申込手数料】

ファンド証券の申込みに申込手数料は課せられません。

### （６）【申込単位】

1口以上1口単位

**( 7 ) 【申込期間】**

2018年9月3日（月曜日）から2018年9月21日（金曜日）まで

（注）午後2時までにお申込みが行われ、かつお申込みについて販売会社所定の事務手続きが完了したものが、当日のお申込み受付分となります。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（以下「販売会社」といいます。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

**( 9 ) 【払込期日】**

投資者は、2018年9月26日（水曜日）までに販売会社に申込金額を支払います。

申込金額の総額は、保管会社が開設したファンドの口座に2018年9月27日までに円投資型1809については円、米ドル投資型1809については米ドルで払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

該当事項はありません。

**( 12 ) 【その他】**

（イ）申込証拠金はありません。

**(ロ) 引受等の概要**

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2015年6月4日付受益証券販売・買戻契約を締結しています。

管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を販売会社に送付し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

**(ハ) 申込みの方法**

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。米ドル投資型1809の申込金額が円貨で支払われる場合、米ドルとの換算レートは、原則として申込日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、米ドルで支払うこともできます。

申込金額の総額は、販売会社により2018年9月27日までに保管会社が開設したファンドの口座に円投資型1809については円、米ドル投資型1809については米ドルで払い込まれます。

(二) 日本以外の地域における発行  
該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

NM世界投資適格社債ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一つまたは複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。2018年8月17日現在、トラストは本ファンドを含め5本のシリーズ・トラストにより構成されています。シリーズ・トラストは一つまたは複数のクラスで構成されます。

トラストは、2010年6月22日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（変更済み。以下「基本信託証書」といいます。）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定され、これに、関係するシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストごとに受益証券が発行されます。

円投資型1809は円建て、米ドル投資型1809は米ドル建てであるため、円で受領した申込金額は米ドルに転換され、米ドルで受領した申込金額と合わせて副投資運用会社は投資ポートフォリオを米ドルで運用します。また、投資ポートフォリオの会計通貨も米ドルです。

ファンドの投資目的は、主に、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てで、発行体の実質的な国が経済協力開発機構（OECD）加盟国などである社債への投資を通じて、債券市場のリターンと概ね一致する範囲でファンドの資産価値を中長期的に維持しまたは成長させることを目指しつつ、安定したインカムの獲得を追求することです。

（注）「発行体の実質的な国」とは、経営の本拠地、発行体の収益の大部分を生み出す国等の要素を考慮して判断されます。

ファンドの円投資型1809および米ドル投資型1809の各クラスの存続期間は7年間であり、発行日（2018年9月27日）から7年目の日または当該日が営業日でない場合には直前の営業日（すなわち、2025年9月26日）に当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。ただしファンドは、一定の状況下で早期に償還するか、適用法令によって償還するか、ファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合には償還する予定です。

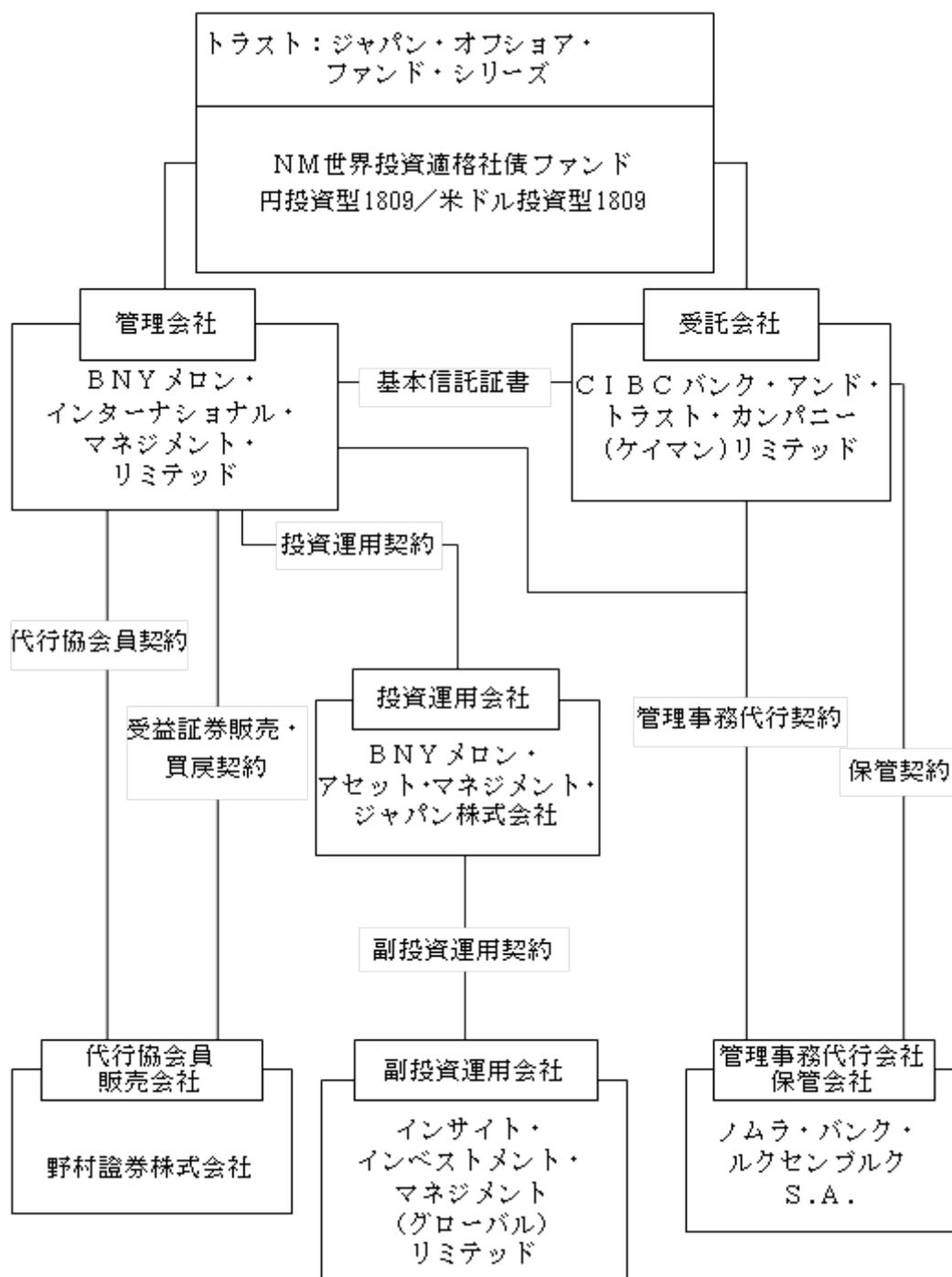
ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

## （２）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2010年6月22日	基本信託証券締結
2010年8月2日	基本信託証券を変更する補足信託証券締結
2012年12月10日	基本信託証券を変更する補足信託証券締結
2015年6月2日	ファンドに係る補足信託証券締結
2015年7月30日	円投資型1507および米ドル投資型1507の運用開始
2015年10月29日	円投資型1510および米ドル投資型1510の運用開始
2016年1月28日	円投資型1601および米ドル投資型1601の運用開始
2016年5月23日	トラストの名称変更
2016年5月27日	円投資型1605および米ドル投資型1605の運用開始
2016年7月29日	「B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - N M世界投資適格社債ファンド 円投資型1507 / 米ドル投資型1507」から「ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - N M世界投資適格社債ファンド」に名称を変更
2016年9月29日	円投資型1609および米ドル投資型1609の運用開始
2016年11月29日	円投資型1611および米ドル投資型1611の運用開始
2017年1月30日	円投資型1701および米ドル投資型1701の運用開始
2017年3月30日	円投資型1703および米ドル投資型1703の運用開始
2017年6月29日	円投資型1706および米ドル投資型1706の運用開始
2017年9月28日	円投資型1709および米ドル投資型1709の運用開始
2017年12月21日	円投資型1712および米ドル投資型1712の運用開始
2018年2月22日	円投資型1802および米ドル投資型1802の運用開始
2018年3月29日	円投資型1803および米ドル投資型1803の運用開始
2018年6月28日	円投資型1806および米ドル投資型1806の運用開始
2018年9月3日	円投資型1809および米ドル投資型1809の募集開始
2018年9月27日	円投資型1809および米ドル投資型1809の運用開始（設定日）

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	2010年6月22日付で基本信託証書および2015年6月2日付でファンドに係る補足信託証書（以下、基本信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.	管理事務代行会社 保管会社	2015年6月2日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2015年6月2日に受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2015年6月2日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド	副投資運用会社	投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2015年6月4日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）および受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務についてそれぞれ規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

## 管理会社の概況

### ( ) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

### ( ) 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含みます。

### ( ) 資本金の額

2017年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

定款およびケイマン諸島会社法（2018年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

### ( ) 会社の沿革

1979年12月21日設立

2008年10月1日社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

### ( ) 大株主の状況

（2018年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
エムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、ウィルミントン、ベルビューパークウェイ301	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

#### （４）【ファンドに係る法制度の概要】

##### 準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

##### 準拠法の内容

###### （a）信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

###### （b）ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」を参照のこと。

###### （c）一般投資家向け投資信託（日本）規則

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域（以下に定義します。）またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければなりません。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律（2018年改訂）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいいます。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

#### （5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

##### （a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載し、また規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融庁法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

管理事務代行会社は、ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと、または受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従うファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、当該事実を受託会社に書面で報告し、当該報告書の写しおよび報告に該当する詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書にも記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびにファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- ( ) すべての旧名称を含むファンドの名称
- ( ) 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- ( ) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- ( ) 純資産総額
- ( ) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- ( ) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- ( ) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびにファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、CIMA、投資者およびその他の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

#### (b) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年1月31日に終了します。円投資型1809および米ドル投資型1809の最初の会計年度は2019年1月31日までの期間とします。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から120暦日以内に受益者に送付されます。ファンドの未監査の決算書も作成され、原則として、各半期の末日から60暦日以内に受益者に送付されます。

#### 日本における開示

##### (a) 監督官庁に対する開示

- ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出しま

す。投資家およびその他希望する者は、かかる書類をE D I N E T等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

( b ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

**（６）【監督官庁の概要】**

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制されたミューチュアル・ファンドであることから、CIMAはいつでも受託会社にトラストの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制されたミューチュアル・ファンドがその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンド（トラストのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドのマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、トラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、主に、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てで、発行体の実質的な国が経済協力開発機構（OECD）加盟国などである社債への投資を通じて、債券市場のリターンと概ね一致する範囲でファンドの資産価値を中長期的に維持しまたは成長させることを目指しつつ、安定したインカムの獲得を追求することです。

（注）「発行体の実質的な国」とは、経営の本拠地、発行体の収益の大部分を生み出す国等の要素を考慮して判断されます。

ファンドは、国債、政府機関債、地方債、国際機関債、上場債券先物、店頭金利スワップ、店頭直物為替取引および為替先渡契約ならびに現金および現金同等物（短期金融商品、定期預金および無担保コール翌日物等）等にも投資することができます。ファンドが投資する債券は、変動金利型（インフレ連動クーポン付等）または固定金利型です。

ファンドのために副投資運用会社が投資する債券は、投資時点において、S & Pの格付がBBB - 以上またはムーディーズもしくはその他の認知された格付業者の格付がこれと同等以上のものとします。投資時点において、同一銘柄に対しこれらの格付業者が異なる格付を付与している場合、副投資運用会社は、その中で最も高い格付を用いて、最低格付けの要件を満たしているかを判断します。

管理会社は、ファンドの投資目的を達成するために、デリバティブ商品（取引所で取引される国債先物およびオプション、通貨先渡しおよびスワップ等）を利用することがあります。このようなデリバティブ取引は、ファンドの投資目的を達成するためのヘッジ目的でのみ行う予定です。

管理会社および/またはその委託先は、他の集団投資スキーム（管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団投資スキームを含みます。）への投資を通じて、上記のいずれかの投資対象に対するエクスポージャーを取得することもできます。

#### 為替取引および為替ヘッジ

##### <投資対象資産に係る為替取引>

管理会社および/またはその委託先は、米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している米ドル以外の通貨建て資産の投資対象通貨との間における為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするため、投資対象通貨売り、米ドル買いの為替取引を行う予定です。管理会社および/またはその委託先は、その通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、米ドル以外の通貨建て資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限りません。

##### <円投資型1809に係る為替ヘッジ>

円投資型1809については米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクを軽減しますが、当該投資対象資産の価格が今後変動することなどにより、当該為替リスクを100%回避できるものではありません。

（注）為替取引のうち、取引対象通貨が円であるものを「為替ヘッジ」といいます。

投資者は、為替ヘッジを利用した場合、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型1809の純資産価格が上昇するものではないことに留意する必要があります。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利差は、円投資型1809の受益者のヘッジコストとなります。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利差は、円投資型1809の受益者のヘッジ差益となることが期待されます。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

## (2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

## (3) 【運用体制】

### 投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、投資運用会社であるB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの運用に関する業務を副投資運用会社に委任しています。

### 副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の運用業務を副投資運用会社であるインサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドに委託しています。

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、英国金融行為規制機構による認可および規制を受けています。

副投資運用会社は、2002年に英国で設立された運用会社で、その前身は英国で最も古い資産運用会社の一つであるクレリカル・メディカル（1824年創業）です。2009年11月にB N Yメロン・グループに加わり、同グループ傘下の運用会社となりました。同社は、特に、債券のアクティブ運用、絶対収益型運用（絶対収益型運用とは、市場の変動に左右されないで収益を追求することを目的とした運用を指します。投資元本に対する収益を追求することを目標とした運用を行います。、「必ず収益を得ることができる運用」という意味ではありません。）において専門性がある運用会社です。

副投資運用会社の運用資産は2018年3月末時点で約8,369億米ドル（約93兆円）です。

## < ボルカー・ルール >

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」といいます。）は、2010年7月に米国議会により制定されました。DFAが定める規定を履行するため、金融規制機関は多数の規則を発議し、採択する必要があります。規定の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「B N Yメロン」といいます。）のような金融組織に対し、多数の制約を課しています。2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択しました。B N Yメロンは、当該ルールを、規制に応じて、下記に記載するものを除き一般的に2015年7月21日までに履行しなければなりません。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係する規定につき要約するものです。

ボルカー・ルールに基づき、B N Yメロンおよびその支配下にある子会社または関係会社（以下「B N Yメロン支配事業体」といいます。）のような「銀行事業体」は、一定の対象ファンド（カバード・ファンド）のスポンサーとなることまたはこれに投資することについて、一定の条件および制約に従う必要があります。ファンド、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ボルカー・ルールの適用対象です。

ボルカー・ルールにより、管理会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じます。また、ボルカー・ルールは、B N Yメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびB N Y支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制しています。

#### B N Yメロン支配事業体のファンド投資への規制

B N Yメロン支配事業体は、ファンドの設立時（投資運用会社がファンドのための運用を開始した時をいいます。）から1年経過後に当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができます（以下「**3%ファンド制限**」といいます。）。さらに、B N Yメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、B N YメロンのTier 1資本の3%を超えることはできません（以下「**3%総額制限**」といいます。）。B N Yメロン支配事業体がファンドに投資する場合には、管理会社は、十分なファンド持分を外部の投資家に取得してもらうことで3%ファンド制限を遵守する方針です。上記措置を取らない場合、B N Yメロン支配事業体は、3%ファンド規制を遵守するため、十分な保有持分の売却が必要となる場合があります。

3%ファンド制限または3%総額制限を満たすための、B N Yメロン支配事業体によるファンドの保有持分の売却は、ファンドおよびその投資家に対して重大な影響を与えることがあります。ファンドは、時間的制約のもとで、換金のためポートフォリオ持分を売却することを強制される結果となることがあります。これは、より流動的なポートフォリオ持分の売却を生じさせることがあり、その結果、より流動的でない持分の割合を増加させるか、または時期を逸してもしくは市場価格以下でポートフォリオ持分を売却する結果となることがあります。また、ファンドは、制限されたポートフォリオ持分の売却または譲渡を第三者に対して行うことができない状況に陥り、その結果、認められた買い手（例えば、発行体）が支払いに応じる額がどのようなものであってもこれに応じなくてはならないことがあります。加えて、ポートフォリオ持分の強制的な売却は、ブローカーフィーおよび譲渡費用および経費を増加させ、投資機会を失う結果となり、税金負担を生じさせ、また、ファンドの保有資産がより小さく、流動的でなく、評価の困難なポートフォリオとなる結果となることがあります。これらの措置は、ファンドがその投資目的を満たすための運用力に重大な障害となる可能性もあります。かかる売却は、残りのファンドの投資家に悪影響を与え、それらの投資家はB N Yメロン支配事業体と同様のタイミングでファンドの保有持分を換金することができない可能性があります。管理会社/投資運用会社/副投資運用会社がボルカー・ルールを遵守するために取る措置は、ファンドおよびその投資家に悪影響を与える結果となる可能性があります。これは、かかる売却の潜在的な影響またはリスクを網羅的に列挙するものではありません。

#### B N Yメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ボルカー・ルールに従い、ファンドは、ファンドに対し直接投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、B N Yメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととします。

#### 名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B N Yメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含みます。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されています。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合があります。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定です。

（注）2016年5月23日付で、トラストはその名称をB N Y・メロン・ジャパニーズ・オフショア・ファンド・シリーズ（BNY Mellon Japan Offshore Fund Series）からジャパニーズ・オフショア・ファンド・シリーズ（Japan Offshore Fund Series）に変更しています。

### 一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止しています。さらに、ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体との間の売買取引およびサービス契約が、市場条件に則ったものであることを求めています。

### 保証を行わないことおよびその他の開示

いかなるB N Yメロン支配事業体（本項で定義したものならびに管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含みます。）も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またその他の約束をすることができません。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B N Yメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていません。

いかなるファンドの損失も、B N Yメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負います。したがって、B N Yメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格、またはB N Yメロン支配事業体が保有する制限付利益持分（たとえばキャリド・インタレスト）の受益者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定されます。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要があります。

### （４）【分配方針】

管理会社は、受託会社（または受託会社の代理としての管理事務代行会社）に対して、各分配期間（以下に定義します。）に関して、管理会社が決定した金額をファンド証券の保有者に分配するよう指図することができます。分配金は、ファンドのインカム、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／またはファンド証券に帰属する分配可能な資金の中から支払われます。分配は、分配期間の最終日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、円投資型1809は1円、米ドル投資型1809は0.01米ドル未満の端数を切り捨てて行われます。

分配基準日とは、各年の3月、6月、9月、12月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日です。初回は、2018年12月5日です。）またはクラス受益証券に関して管理会社が決定するその他の日をいいます。また、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間を分配期間といいます。ただし、最初の分配期間は2018年9月27日から2018年12月5日までとします。

投資者は、ファンド証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカムおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### （５）【投資制限】

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して以下の行為を行わないものとします。

- ( a ) 証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有するすべての当該投資対象の価値が、純資産総額の15%を超える場合、その投資対象を取得すること。ただし、本書においてその投資対象の評価方法が明示されている資産に関しては、この制限は適用されません。
- ( b ) ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社もしくは副投資運用会社が運用を行うすべての投資信託が保有する当該会社の株式数が当該会社の発行済み株式数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。
- ( c ) ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該会社の株式数が当該会社の発行済み株式数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。
- ( d ) ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社もしくは副投資運用会社が運用を行う当ファンドを含む外国投資信託受益証券の全体において、当該会社の議決権の総数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。この制限は他の投資信託への投資には適用されません。上記の比率の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うことができます。
- ( e ) 私募株式、非上場株式および不動産等、流動性に欠けるものにその純資産総額の15%を超えて投資すること。ただし、日本証券業協会の外国投資信託受益証券の選別基準（外国証券の取引に関する規則第16条）（適宜改正されます。）に規定された価格の透明性を確保するために適切な措置が講じられている場合を除きます。上記の比率の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うことができます。
- ( f ) ファンドの純資産総額を超える空売りを行うこと。
- ( g ) 投資対象の取得または追加取得の結果、ファンドの総資産額の50%超が日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）の定義に該当しない、または「有価証券」に関連するデリバティブの定義に該当しない資産で構成される場合に、その投資対象の取得または追加取得を行うこと。
- ( h ) 管理会社または第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行うこと。
- ( i ) 自己取引または自社の取締役と取引を行うこと。
- ( j ) ファンドの勘定において後述の借入れ制限の項目において記載される借入れ方針に従わない借入れを行うこと。

管理会社は、投資制限に関連して適用される法律または規制が変更または廃止され、かつ、管理会社が投資制限を適用される法律および規制に違反することなく変更することができると判断する場合には、受益者の同意を得ることなく上記のいずれかの投資制限を修正または削除することができます（ただし、かかる修正または削除を21日前までに受益者に対して通知することを条件とします。）。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反する取引を行いません。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が、エクスポージャーの区分（以下に定義します。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」といいます。）を超えないように運用することを決定しています。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行い

ます。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができます。

上記において、エクスポージャーの区分とは、以下を意味します。

- ( ) 株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポージャー(株式等エクスポージャー)
- ( ) 有価証券( ( )に定めるものを除きます。)、金銭債権( ( )に該当するものを除きます。)及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポージャー(債券等エクスポージャー)
- ( ) デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポージャー(デリバティブ等エクスポージャー)

金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的でのみ行うものとします。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)の定めに従い、デリバティブ取引等(デリバティブ取引、新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。)の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(V a R方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、投資信託財産の純資産総額の80%以内とします。

ファンドの投資対象の価格の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、ファンド証券の買戻しまたは管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の理由などの結果としてファンドに適用される投資制限に違反した場合、管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社は、直ちに投資対象を売却する義務を負うものではありません。ただし、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される投資制限を遵守するために、受益者の利益を考慮した上で実務上合理的に可能な措置を講じます。

#### 借入制限

借入総額が借入時のファンドの純資産総額の10%を超えない借入れを行うことができます。ただし、他の投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの合併等の特別な場合には、一時的に10%を超えることができますが、いかなる場合であってもこの期間は12か月を超えることはできません。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

ファンド証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。ファンド証券に関して流通市場ができる見込みはありません。投資者は、ファンドへの投資の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者はファンドに投資するリスクを負担できるか否かを慎重に考慮する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを網羅するものではありません。

ファンドの信託財産に生じた損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。

#### 金利の変動リスク

債券は、市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

また、金利の変動は、副投資運用会社がファンドの勘定で購入するか、または空売りするデリバティブの価値および価格設定にも影響を与えることがあります。

#### 債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を伴うほか、金利感応度、発行体の信用力の市場における認識、一般的な市場流動性等により価格が変動する可能性（市場リスク）があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（またはそれが予想される場合）、当該債券の価値を決定することは困難です。したがって、評価は概算となり、評価者によって異なる可能性があります。流動性のある売買市場がない場合、その債券の適正価格を決定できないことがあります。

ムーディーズ、S & Pまたはその他の認知された格付業者が付与した格付には、債券の市場価格の変動性または流動性の評価は織り込まれていません。債券の格付が投資時点よりも下がった場合は、換金できない可能性があります。

#### 外国為替市場のリスク

円投資型1809は円建てであり、その1口当たり純資産価格も円で表示されます。また、米ドル投資型1809は米ドル建てであり、その1口当たり純資産価格も米ドルで表示されます。また、投資対象資産は米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建ての資産です。

##### <円投資型1809に係る為替ヘッジ>

円投資型1809については米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクを軽減しますが、当該投資対象資産の価格が今後変動することなどにより、当該為替リスクを100%回避できるわけではありません。また、為替ヘッジを利用した場合、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型1809の純資産価格は上昇するものではありません。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利の差は、円投資型1809の受益者のヘッジコストとなります。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利の差は、円投資型1809の受益者のヘッジ差益となることが期待されます。

##### <投資対象資産に係る為替取引>

管理会社および/またはその委託先は、米ドルと米ドル以外の通貨の間の変動に対する米ドル以外の通貨建て資産の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、米ドル以外の通貨建ての資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限りません。

外国為替取引市場は、変動性が極めて高く、高度な専門的技術を要します。これらの市場では、流動性や価格の激変等が極めて短時間に発生することがあります（数分の間に発生することも少なくありません。）。外

国為替取引リスクには、為替リスク、金利リスク、および為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じた外国政府の介入の可能性などがあります。

管理会社および/またはその委託先は、かかる為替リスクを回避するために、先渡契約、オプション、先物およびスワップ等の金融商品を利用することができます。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、その価値の下落に対して為替取引を行うことは、ポジションの価値の変動を排除したり、損失を回避するものではなく、市場と同じ動きで収益を得るように設計された別のポジションを建てることで為替取引を行ったポートフォリオのポジションの価値の下落を緩和することです。ただし、為替取引により、ポートフォリオのポジションの価値が上昇しても収益の機会が制限されることがあります。

ヘッジ戦略の効果は、為替や金利の動向により変化することがあります。ヘッジ戦略に使用される先渡契約等とヘッジ対象となる米ドル建てポートフォリオの値動きにおいて、その相関性に変化が生じることがあり、管理会社またはその委託先は、そうした相関性を完全に保つことができない場合があります。こうした不完全な相関性によって、管理会社またはその委託先が意図するヘッジを達成できない、またはファンドが損失を被る可能性があります。

### 流通市場の欠如

ファンド証券に関して流通市場は予定されていません。その結果、保有するファンド証券の売却を希望する受益者は、多くの場合、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」記載の手続および制限に従った買戻しによらざるをえません。買戻しを請求した日から買戻日までの期間に買戻しを請求したファンド証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負うものとします。

### 投資目的未達成のリスク

どのような投資期間であっても（短い期間の場合は特に）、ファンドのポートフォリオが投資元本の成長を達成する保証はありません。投資者は、ファンド証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。副投資運用会社は、損失のリスクを最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、その戦略が成功する保証はありません。

### 買戻しの影響

受益者によって大量のファンド証券の買戻しが行われる場合、副投資運用会社は買戻しに必要な資金を調達するために早急にファンドの投資対象を清算し、その結果小さくなったファンド資産に見合ったマーケット・ポジションを構築せざるを得ない可能性があります。

### 買戻しの制限

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産総額の計算の停止」記載の一定の状況の下においては、純資産総額の決定およびファンド証券の買戻しを停止し、ならびに/または買戻しを請求している受益者に対する買戻代金の支払期限を延期することができます。かかる状況には、ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部が含まれます。さらに、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」に記載されるように、受託会社と協議の上で、特定の買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を決定、または管理会社が決定した方法で制限することができます。

### ファンドの運用実績の欠如

ファンドの運用は、今後開始されるものであり、ファンドには運用履歴および運用実績はありません。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が運用する他の投資ファンドの過去の運用実績は、必ずしもファンドの将来の実績を示唆するものではありません。

### 政治および/または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、海外投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国における法規制の変更などの不確定要因によって影響を受ける可能性があります。

### ソブリン債のリスク

ファンドは、対外債務の返済が困難になる可能性のある政府または政府機関が発行する債券（ソブリン債）に投資する可能性があります。

このような国は債務に対する元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされることがあります。これは、新たなもしくは修正された融資契約を取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」等の証券に転換した上で、利息の支払いのための新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことなどを意味します。

### 集団投資スキーム

副投資運用会社は、集団投資スキームに投資することができます。ある集団投資スキームのマネジャーが採用した戦略または当該ファンドの特性（流動性およびリスクプロファイルを含みます。）は、時間の経過とともに変化することがあり、これによって当該ファンドの投資対象の収益または商品性が悪影響を受けることがあります。副投資運用会社が投資する集団投資スキームについてパフォーマンスが低い、または副投資運用会社が予期したようなパフォーマンスが上がらない可能性があります。

### 先物取引

先物の価格は、変動します。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物市場における比較的小規模な値動きによって投資者が直ちに大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。例えば、取引開始時点で、証拠金として先物契約の10%が預託される場合、先物契約で10%の価格下落が生じ、その時点で先物契約が手仕舞われた場合、仲介手数料が控除される前に証拠金全額に相当する損失を被ることになります。

先物取引は、流動性に欠けることがあります。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがあります。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物において一個人またはグループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に対し投機的ポジションの制限を課しています。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを副投資運用会社もしくはその委託先が所有し、または支配するすべての先物ポジションまたは副投資運用会社もしくはその委託先の投資元本と合計することが求められることがあります。その結果、副投資運用会社またはその委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドのポートフォリオで特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。

### 投資ポートフォリオの流動性

流動性は、副投資運用会社がファンドのポートフォリオで適時に投資対象を売却できるかどうか、を左右します。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が激しい傾向があります。比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、か

つ、希望する時に、ファンドの投資対象を売却できないことがあります。上記のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値動きの幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることも清算することもできません。このような場合、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できない場合があります、ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する可能性があります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。店頭取引のための規制された市場はなく、買呼値と売呼値を設定するのは店頭取引の相手方の業者のみです。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、そのような証券は評価が困難であり、また投資者保護のための規制市場の規則が、発行体に適用されません。

### デリバティブのリスク

管理会社および/またはその委託先は、ファンドの投資戦略を実現するために、先物などの広範囲なデリバティブ商品を利用することができます。

デリバティブには、価値が一つまたは複数の原証券、金融ベンチマークまたはインデックスにリンクした商品および契約が含まれます。デリバティブによって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、当該ベンチマークまたは当該インデックスの値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大幅に依存しています。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合デリバティブ取引にも当てはまりますが、その他にもデリバティブ取引には数多くのリスクがあります。一例として、デリバティブでは取引を実行する際に支払う、または預託する金額に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、不利な市場変動が比較的小規模であっても、投資元本全額を失うばかりでなく、当初の投資額を上回る損失を被ることがあります。さらに、管理会社および/またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望するデリバティブを、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追加証拠金が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、管理会社および/またはその委託先は、ファンドの追加証拠金の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

さらに、管理会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で上場先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションを売ることができます。これによってファンドは、追加的なリスクにさらされることがあります。

当ファンドにおいて、デリバティブ取引は、ヘッジ目的のためにのみ行う予定です。

### 仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、副投資運用会社は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。副投資運用会社は、リサーチまたはサービスを提供するブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払う場合があります。

### 決済ブローカーの支払不能リスク

ファンドの勘定において、上場先物取引および上場証券取引の決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合があるものの、

ファンドのブローカーのうちの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

### 保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に整備されていない市場に投資する場合があります。かかる市場で取引され、かつ、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では副保管業者に委託されたファンドの資産は、一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律・財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度／賠償基金が存在しないことなどが含まれます。

### 経済環境

経済環境（例えば、インフレ率、景気、企業間競争、技術開発、政治および外交上の事象および今後の動向、税法およびその他のさまざまな要因を含みます。）の変化は、ファンドのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの変化は、副投資運用会社には制御不能です。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する副投資運用会社の運用に支障をきたし、ファンドが損失のリスクにさらされることがあります。

### 為替先渡契約および為替取引のリスク

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する目的で、様々な国の通貨および多国通貨の間で店頭為替先渡契約および通貨オプション取引または通貨先物オプションを取引することができます。店頭為替先渡契約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行されます。

管理会社および／またはその委託先が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡す、または引渡しを受ける取引相手に依存することになります。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負いません。これまでも店頭為替先渡契約の取引相手が取引の値付けを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期があります。取引相手方は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができます。

管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約をする際に、取引相手の信用破綻または取引の不履行のリスクにさらされます。取引が不履行となった場合、取引から期待された利益が得られない結果となります。

店頭為替先渡契約は、（例えば、ISDAマスター・アグリーメント等の）取引条件を規定するネットィング契約を活用せずに行われることがあります。取引相手が債務不履行に陥った場合、店頭為替先渡契約に関連する債務は相殺されません。さらに、取引相手の信用リスクを軽減するための証拠金や担保の差入れは行われません。

### 店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられていません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する解釈の相違を理由に取引相手が取引を決済しないリスクにさらされます。管理会社および／またはその委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、管理会社および／またはその委託先がファンドの取引を規制取

引所だけで行う場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになりません。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。

### 取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違（正当な主張であるとは限りません。）を理由として、または信用もしくは流動性の問題から取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、その結果、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大します。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはこれらの委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を特定の取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能がない場合もあります。内部評価制度が利用される場合でもその評価は参考情報にとどまり、かかる制度が実際の信用度の変化を適時かつ正確に反映するものではありません。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が一もしくは複数の取引相手と取引することができ、利用される内部評価制度に限界があり、かつ、その取引相手の財務力についての外部の評価が欠如していることで、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がありますが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所におけるデリバティブの取引参加者に適用されるのと同様の保護が、それらの非上場デリバティブの取引には与えられないことによります。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはこれらの委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手が破綻または債務不履行となった場合、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社またはこれらの委託先は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない場合、うまく機能しない可能性があります。

近年、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することが不可能、または不履行寸前の状態になり、金融市場における不確実性が高まりました。そのため、前例のない規模の政府の介入、信用および流動性の収縮、取引および融資取決めの早期解約、ならびに支払い・引渡しの停止および不履行が起こりました。かかる混乱の結果、支払能力のあるプライムブローカーおよびレンダーさえ、新たな投資への融資を希望せずもしくは消極的な態度を示し、または従前の取引に比べて借り手に著しく不利な条件で融資を行いました。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

### ポートフォリオ構築に要する期間

ファンドには、募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴う可能性があります。さらにこの期間には、ファンドの一つまたは複数のポートフォリオの分散投資のレベルが、すでにポートフォリオの構築が完成したファンドと比べて低くなるという一定のリスクもあります。副投資運用会社は、様々な方法でポートフォリオを構築する場合があります。これは、市況に対する判断によるものでもあり、これらの手法が成功するという保証はありません。

### 将来の規制の変更が予測不能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。証券およびデリバティブの規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

## F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」といいます。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があります。これにより、ファンドの純資産価額が減少することになります。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性があります。

## クラス間債務

あるクラスの受益証券保有者は、他のクラスの資産に関していかなる権利も有しません。しかし、特定のクラス受益証券の債務が当該クラスに帰属する資産を超過した場合、ファンドの債権者は他のクラス受益証券に帰属する資産に遡求することができます。

## ボルカー・ルール

ボルカー・ルールは、一般に、B N Yメロンおよびその関連会社と、B N Yメロンおよび/またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含みます。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止しています。B N Yメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをブローカー・ディーラーに提供しています。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性があります。その結果、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、B N Yメロン関連会社を証券清算機関として利用するブローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受けます。当該制限を受けた場合、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうブローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性があります。

## リスクに対する管理体制

リスク管理については、副投資運用会社の運用プロセスの中でも重要な位置を占めています。副投資運用会社では、リスクマネジメント部門が、運用部門から独立した立場で、様々な観点からリスク管理を行っています。さらに、適切なリスク管理方針の構築や承認、リスク管理基準の設定などの役割を担うリスクマネジメント委員会において、あらゆるリスク管理に関する事項を監視しています。このような副投資運用会社におけるリスク管理とは別に、投資運用会社でも投資ガイドラインの遵守状況などについて日々のモニタリングを行うほか、副投資運用会社のリスク管理が適切に行われているか、定期的にモニターします。

デリバティブ取引については、ファンドの投資目的を達成するためのヘッジ目的でのみ行うものとします。デリバティブ取引等の残高に係る、内部管理モデル方式（V a R方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産総額の80%以内とします。

## リスクに関する参考情報

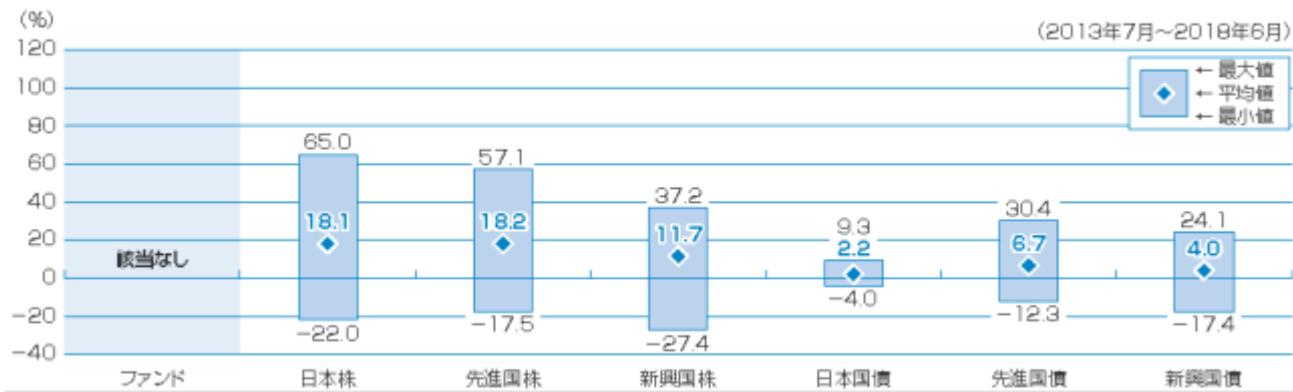
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

< ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移 >

円投資型1809および米ドル投資型1809は2018年9月27日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日（2018年8月17日）現在、該当事項はありません。

## &lt; 代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較 &gt;

2013年7月～2018年6月の5年間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、代表的な資産クラス間で比較したものです。



## （ご注意）

グラフは、2013年7月～2018年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東京証券取引所市場一部に上場する全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、配当込み、円ベース）

MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国債・・・NOMURA - BPI国債

野村証券株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）

FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

新興国債・・・JPモルガンGBIEマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド・インデックス（ヘッジなし、円ベース）

J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA - BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBIEマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド・インデックス（ヘッジなし、円ベース）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンド証券の申込みに申込手数料は課せられません。

日本国内における申込手数料

ファンド証券の申込みに申込手数料は課せられません。

## (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

購入後6年未満で買い戻すファンド証券（任意の買戻し、または後記「第2 管理及び運営 2 買戻し  
手続等（1）海外における買戻し手続等 強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問  
いません。）については、管理会社に支払われる以下の買戻し手数料が課せられます。

## &lt; 円投資型1809 &gt;

買戻日	買戻手数料
2018年9月27日から2019年9月26日まで	1口当たり200円
2019年9月27日から2020年9月26日まで	同 175円
2020年9月27日から2021年9月26日まで	同 150円
2021年9月27日から2022年9月26日まで	同 125円
2022年9月27日から2023年9月26日まで	同 100円
2023年9月27日から2024年9月26日まで	同 50円
2024年9月27日以降	かかりません

例えば、受益者が2019年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり200円の買戻し手数料が課せられ、また、受益者が2020年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり175円の買戻し手数料が課せられます。換金（買戻し）は買戻日にのみ行うことができます。

## &lt; 米ドル投資型1809 &gt;

買戻日	買戻手数料
2018年9月27日から2019年9月26日まで	1口当たり2.00米ドル
2019年9月27日から2020年9月26日まで	同 1.75米ドル
2020年9月27日から2021年9月26日まで	同 1.50米ドル
2021年9月27日から2022年9月26日まで	同 1.25米ドル
2022年9月27日から2023年9月26日まで	同 1.00米ドル
2023年9月27日から2024年9月26日まで	同 0.50米ドル
2024年9月27日以降	かかりません

例えば、受益者が2019年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり2.00米ドルの買戻し手数料が課せられ、また、受益者が2020年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり1.75米ドルの買戻し手数料が課せられます。換金（買戻し）は買戻日にのみ行うことができます。

(注) シリーズ・トラスト受益者決議によりファンドが償還する場合についても、管理会社がその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのファンド証券（ファンドの償還について反対した受益者が保有するものを含みます。）についてファンドの償還時に買戻しが行われたものとみなされて、買戻し手数料が課されます。

日本国内における買戻し手数料

上記「海外における買戻し手数料」に記載の通りです。ご負担いただく買戻し手数料は、ファンド証券の保有期間が長期に及ぶほど、次第に減っていきます。買戻し手数料は、換金（買戻し）時に頂戴するもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作

成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。）の対価となります。

なお、買戻手数料には消費税は課せられません。

### （３）【管理報酬等】

#### 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、円投資型1809および米ドル投資型1809に帰属する純資産総額に対して年率0.45パーセントの管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。また、管理会社は、ファンドの資産から、円投資型1809については円投資型1809に帰属する純資産総額に対して年率0.32パーセント、米ドル投資型1809については米ドル投資型1809に帰属する純資産総額に対して年率0.34パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内（ただし、初回は2018年10月31日から60暦日以内）に支払われます。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払います。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負います。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。）の対価として管理会社に支払われます。

#### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

#### 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われます。

#### 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬(ただし、ファンド全体で最低年間報酬額を10,000米ドルとします。)を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われます。

#### 販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、円投資型1809および米ドル投資型1809に帰属する純資産総額に対して年率0.52パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内(ただし、初回は2018年10月31日から60暦日以内)に支払われます。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

代行協会員報酬は、運用報告書(全体版)の電磁的方法による提供業務、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

#### (4)【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、(a)ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに(b)( )法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、( )仲介手数料(もしあれば)および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、( )副保管会社の報酬および費用、( )政府および政府機関に支払うすべての税金および手数料、( )借入利息、( )投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷、配付および翻訳にかかる費用、( )保険料(もしあれば)、( )訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、( )登録業務の提供、(x)財務書類の作成および純資産総額の計算、(xi)ファンドの構築に関連するコーポレート・ファイナンスまたはコンサルティング費用、通知、小切手、ステートメントの送付を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用、(x)管理会社、受託会社その他の業務提供者に対して、またはこれらの者により提供される業務に関して支払われる公租公課、物品・売上税、登録手数料、(x)基本信託証書に基づき、受託会社、会計監査人、管理会社(およびそれらにより適法に選任された委託先)に対する補償に必要な費用、(x)基本信託証書に基づく義務の適正な履行の結果、管理会社もしくは受託会社またはこれらの委託先が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料および報酬、ならびに(x)基本信託証書にファンドの資産から支払われることが明記されているその他の報酬、費用および手数料を含め、ファンドの管理に係るすべての原価および費用を負担します。当該原価および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該原価および費用を負担します。

ファンドの設立ならびに円投資型1507および米ドル投資型1507のクラスの募集に関連する費用は70,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1510および米ドル投資型1510の各クラスの設定および募集に関連する費用は16,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1601および米ドル投資型1601の各クラスの設定および募集に関連する費用は14,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1605および米ドル投資型1605の各クラスの設定および募集に関連する費用は14,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1609および米ドル投資型1609の各クラスの設定および募集に関連する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1611および米ドル投資型1611の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1701および米ドル投資型1701の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1703および米ドル投資型1703の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1706および米ドル投資型1706の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1709および米ドル投資型1709の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1712および米ドル投資型1712の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1802および米ドル投資型1802の各クラスの設定および募集に関する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1803および米ドル投資型1803の各クラスの設定および募集に関する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1806および米ドル投資型1806の各クラスの設定および募集に関する費用は約20,000米ドルとなる予定です。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1809および米ドル投資型1809の各クラスの設定および募集に関する費用（以下「追加設定費用」といいます。）は約20,000米ドルとなる予定です。追加設定費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

(注) 弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われます。

## (5) 【課税上の取扱い】

### (A) 日本

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315% (注)	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

## (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課せられません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督に保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

**5【運用状況】**

ファンドは、2018年9月27日から運用を開始します。

**(1)【投資状況】**

該当事項はありません。

**(2)【投資資産】**

該当事項はありません。

**(3)【運用実績】**

該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

**(4)【販売及び買戻しの実績】**

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売手続等

##### 受益証券のクラス

ファンドの受益証券は、受託会社の承諾を得て管理会社が定める複数のクラスで発行することができますが、本書により募集されるのはファンドの円投資型1809および米ドル投資型1809の各クラスです。ファンドの円投資型1809および米ドル投資型1809の各クラスの存続期間は7年間であり、発行日（2018年9月27日）から7年目の日または当該日が営業日でない場合には直前の営業日（すなわち、2025年9月26日）に当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。

##### 申込み

適格投資家は、申込期間中に円投資型1809については1口当たり10,000円、米ドル投資型1809については1口当たり100米ドルの発行価格で取得の申込みをすることができます。申込期間は、2018年9月3日から2018年9月27日または管理会社がその単独の裁量により定めるその他の期間とします。申込期間中に申し込まれたファンド証券は、設定日（2018年9月27日）に発行されます。

##### 手続き

ファンド証券の申込者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元および申込代金の資金源を証明する資料を添付します。）を申込期間の最終日の午後5時（東京時間）までに管理事務代行会社に送付しなければならず、申込代金は払込日までにファンドの口座に入金されなければなりません。

申込代金は申込者名義の口座から送金されなければならず、他人名義の支払いは受け付けられません。

管理会社との間で他の通貨による支払いに関する取り決めを行っている場合を除き、支払いは円投資型1809は円、米ドル投資型1809は米ドルで行わなければなりません。他の通貨による支払いが行われた場合、円投資型1809は円、米ドル投資型1809は米ドルに転換され、転換による手取金（転換費用控除後）は、申込金の支払いに充当されます。通貨の転換が行われる場合は手続が遅延する可能性があり、また、転換の費用は申込者が負担します。

1口未満の端数のファンド証券は発行されません。

管理会社は、ファンド証券の取得申込の全部または一部を拒絶することができます。その場合、支払われた申込代金またはその残額は、できるだけ速やかに、かつ申込者のリスクと費用負担で利息を付さず返金されます。

必要事項を記入した申込用紙を一旦管理事務代行会社が受領した後は、申込みを取り消すことができません。管理事務代行会社は、買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元および申込代金の資金源を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求します。

## 最低申込単位

申込者1人当たりの最低申込単位は、1口以上1口単位、または管理会社が定めるその他の口数とします。

## 非適格申込者

ファンド証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用される法令に違反することなくファンド証券を取得し、保有できることおよび、適格投資家であることを表明し、保証する義務を負います。

ある者に対してファンド証券を販売または発行した結果、ファンドが納税義務を負い、またはファンドが本来負担するはずではなかったその他の金銭的不利益を負担する結果になると管理会社が判断する場合、その者に対してファンド証券を販売または発行することはできません。

ファンド証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに対する投資リスクを判断するための金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および/または売買する方法に伴うリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

## 受益証券の形式

すべてのファンド証券は、記名式受益証券です。受益者の権利は、ファンドの受益者登録名簿の記載によって証明されるものであり、ファンド証券の券面によって証明されるものではありません。

## マネー・ロンダリング防止規則

すべての法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規則を遵守するために、管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、投資予定者に対して、各自の身元と申込代金の資金源を確認するための証拠の提出を求めることができます。したがって、管理会社、受託会社および管理事務代行会社は各々、投資予定者の身元と申込代金の資金源を確認するために必要と判断した情報を請求することができます。投資予定者が、かかる確認のために管理事務代行会社に請求された情報を提出せず、または提出を遅延する場合、管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、買付申込書の受領を拒絶することができ、その場合、受領された申込代金は利息を付けることなく送金元の口座に返金されます。さらに、管理会社、受託会社および管理事務代行会社は各々、ファンド証券の買戻しを請求した受益者が管理事務代行会社に請求された情報を提出せず、または提出を遅延する場合、買戻し請求を拒否しまたは買戻代金の支払いを延期することができます。管理会社、受託会社、管理事務代行会社およびそれらの委託先は、買付手続または買戻代金の支払いの拒絶または延期により買付申込者および買戻し請求者が被った損失についていかなる責任も負いません。

管理事務代行会社は、ルクセンブルグ大公国におけるすべての適用される法律、規制および規則を遵守し、かつ、購入者の活動からマネー・ロンダリングまたはテロへの資金提供が疑われる行為を発見しこれを報告するように設定されているマネー・ロンダリング防止およびテロへの資金提供を防止するための手続をトラストに適用するものとします。管理事務代行会社がルクセンブルグ大公国の規則を遵守した場合、ケイマン諸島の当局はこれにより受託会社が随時改訂されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守したものとみなします。

さらに、管理事務代行会社は、ルクセンブルグの法律によりマネー・ロンダリングまたはテロへの資金提供に関係すると認識した、または疑惑を抱いた取引を行わないことが義務付けられています。そのような場合、管理事務代行会社は関係当局に直ちに通報しなければならず、かかる当局は管理事務代行会社に対してかかる取引の全部または一部の停止を指図することができます。

ケイマン諸島に所在する者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくは疑念を抱き、または知りもしくは疑念を抱く合理的な理由がある場合であって、かつ、かかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制業種（犯罪収益法（2018年改訂）およびテロリズム法（2018年改訂）で定義されます。）における業務の過程において知るに至った場合、その者は上記の認識または疑惑を、通報の内容が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、犯罪収益法（2018年改訂）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に対して、通報の内容がテロ行為またはテロリスト

への資金提供もしくはテロリストの資産に関するものである場合には、テロリズム法（2018年改訂）に基づき  
巡査以上の階級の警察官に対して通報を行う義務を負います。当該通報は、法律その他により課せられた情報  
の秘匿または開示制限の違反とはみなされません。

## （２）日本における販売手続等

日本においては、前記「第一部 証券情報（７）申込期間」記載の申込期間に円投資型1809については1口  
当たり10,000円、米ドル投資型1809については1口当たり100米ドルの発行価格で販売会社により取扱いが行  
われます。

販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申  
込書を提出します。午後2時までにお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完  
了したものが、当日のお申込み受付分となります。

米ドル投資型1809の申込金額が円貨で支払われる場合、米ドルとの換算レートは、原則として申込日におけ  
る東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、米ドルで支払うこともできます。

ファンド証券のお申込みには申込手数料は課せられません。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報  
告書を受領します。

## 2【買戻し手続等】

### （１）海外における買戻し手続等

各受益者の最低買戻し口数は、1口です。

ファンド証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻し請求を、管理事務代行会社から要求されること  
があるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上、一定の  
場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社へ送付しなければなりません。期限を過ぎてから到着し  
た買戻し請求は、次の買戻日まで繰り越され、ファンド証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻され  
ます。

管理会社が、受託会社と協議の上、別段の定めを行った場合を除き、買戻し請求は撤回することができませ  
ん。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社  
は、買戻し請求を処理するために必要と考える情報を請求することができます。管理事務代行会社は、買戻しを  
申し込んでいる受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞する、もしくは提出しない場合、ま  
たは受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネー・ロンダリング対策のた  
めの法令を遵守するために必要である場合には、買戻し請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払いを延期す  
ることができます。

### 買戻価格

ファンド証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日の評価時点における純資産総額を、当該評価日における発  
行済受益証券口数で除して得られた金額を円投資型1809は1円、米ドル投資型1809は0.01米ドル単位まで四捨  
五入することにより算出されます。ファンド証券の買戻価格を計算する目的上、管理会社は、受託会社と協議  
の上、ファンド証券1口当たり純資産価格から、買戻し請求を充足する資金を調達するために資産を売却したり  
ポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される会計上の負担額および売却手数料  
を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。買戻し請求を行った受益者に  
支払われる買戻代金は、円投資型1809は1円、米ドル投資型1809は0.01米ドル単位まで四捨五入されます。四  
捨五入により生じた端数額はファンドに帰属します。

### 買戻手数料

購入後6年未満で買い戻すファンド証券（任意の買戻し、または後記「強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問いません。）については、管理会社に支払われる以下の買戻手数料が課せられます。

## &lt; 円投資型1809 &gt;

買戻日	買戻手数料
2018年9月27日から2019年9月26日まで	1口当たり200円
2019年9月27日から2020年9月26日まで	同 175円
2020年9月27日から2021年9月26日まで	同 150円
2021年9月27日から2022年9月26日まで	同 125円
2022年9月27日から2023年9月26日まで	同 100円
2023年9月27日から2024年9月26日まで	同 50円
2024年9月27日以降	かかりません

例えば、受益者が2019年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり200円の買戻手数料が課せられ、また、受益者が2020年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり175円の買戻手数料が課せられます。換金（買戻し）は買戻日にのみ行うことができます。

## &lt; 米ドル投資型1809 &gt;

買戻日	買戻手数料
2018年9月27日から2019年9月26日まで	1口当たり2.00米ドル
2019年9月27日から2020年9月26日まで	同 1.75米ドル
2020年9月27日から2021年9月26日まで	同 1.50米ドル
2021年9月27日から2022年9月26日まで	同 1.25米ドル
2022年9月27日から2023年9月26日まで	同 1.00米ドル
2023年9月27日から2024年9月26日まで	同 0.50米ドル
2024年9月27日以降	かかりません

例えば、受益者が2019年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり2.00米ドルの買戻手数料が課せられ、また、受益者が2020年9月26日に買戻しを請求した場合、1口当たり1.75米ドルの買戻手数料が課せられます。換金（買戻し）は買戻日にのみ行うことができます。

（注）シリーズ・トラスト受益者決議によりファンドが償還する場合についても、管理会社はその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのファンド証券（ファンドの償還について反対した受益者が保有するものを含みます。）についてファンドの償還時に買戻しが行われたものとみなされて、買戻手数料が課されます。

決済

英文目論見書の記載に従い、また、記入済みの買戻請求および上記の必要な情報が管理事務代行会社に受領されることを前提として、買戻代金は、原則として、当該買戻日の後4営業日以内に支払われます。買戻代金は、該当するファンド証券の買戻しを請求している登録済みの受益者の銀行口座宛てに直接、円投資型1809は円、米ドル投資型1809は米ドルで支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

## 買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻しを執行する前に、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産総額の計算の停止」記載の特定の状況において、ファンド証券の買戻しの停止を宣言することができます。当該期間中は、ファンド証券の買戻しは行われません。

## 買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、受託会社と協議の上、各買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を決定、または管理会社が決定した方法で制限することができます。買い戻すことができるファンド証券の数を制限するか否かを決定する際、管理会社は、純資産総額および/またはクラスに関する純資産総額ならびにファンドまたは特定のクラスに帰属する投資対象に関する市場流動性等の事項を考慮することができます。

## 強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンド証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断し、受託会社もしくは管理会社がかかるファンド証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性に疑義を有する場合、または受託会社もしくは管理会社が単独の裁量により、当該クラスの受益者もしくはファンドの受益者全体の利益を考慮して適切であると判断する何らかの理由（受託会社または管理会社は受益者に開示しないことがあります。）がある場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社または管理会社が決定する期限内にかかるファンド証券を（後記「(3) 受益証券の譲渡」記載の規定に従い）売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提出することを指示することができます。これに従わない場合には、かかるファンド証券は強制買戻しされます。かかる強制買戻しに関して支払われる1口当たりの買戻価格は、かかる強制買戻しの日（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）の評価時点現在で決定された当該クラス受益証券の1口当たり純資産価格です。クラス受益証券の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、受託会社と協議の上、当該クラス受益証券の1口当たり純資産価格から、当該クラス受益証券の買戻しに必要な資金を調達するために資産を換価し、またはポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される会計上の負担額および売却手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。

## (2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、2018年9月27日以降の買戻日に、販売会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当該買戻日の請求として取扱います。買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算されるファンド証券の1口当たり純資産価格とし、買戻代金は口座約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて支払われます。

買戻代金の支払いは、原則として、約定日（販売会社が注文の成立を確認した日）から起算して4国内営業日目から行われます。通常、約定日は、受益証券の買戻請求が行われた翌国内営業日となります。受益証券の買戻しは1口単位とします。米ドル投資型1809の買戻代金が円貨で支払われる場合、米ドルとの換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、米ドルでお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

購入後6年未満で買い戻されるファンド証券については、上記「(1) 海外における買戻し手続等 買戻手数料」記載の買戻手数料が課せられます。ご負担いただく買戻手数料は、ファンド証券の保有期間が長期に及ぶほど、次第に減っていきます。

なお、買戻手数料には消費税は課せられません。

### （３）受益証券の譲渡

海外においては、各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意に従い、自らの保有するファンド証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針に従うため、受託会社もしくはその適法な代理人により要求される情報を提供しなければなりません。また、譲受人は、受託会社に対して、（a）ファンド証券の譲渡が関連する適格投資家に対するものであること、（b）譲受人が投資目的で自らの勘定でファンド証券を取得すること、また（c）受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社が自らまたは譲渡人および譲受人に代わり署名することを要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益者としてトラストの関係する受益者名簿に記載されるまでは引続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象のファンド証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、各評価日の評価時点におけるファンドの通貨建てで、かつ、基本信託証書に記載されている原則に従い管理事務代行会社により計算されます。ファンドの純資産総額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。ファンド証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を発行済みのファンド証券の口数で除することにより計算されます。ファンド証券の1口当たり純資産価格は、管理会社が受託会社と協議した上で決定した方法で四捨五入されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、管理会社が合理的とみなす価額となります。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行う個人または法人（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最新の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が算定されていない場合は、最新の公表もしくは報告価格とします。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがあります。計算を実施する際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問その他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積りに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負いません。
- (d) 純資産総額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、該当する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の値付けされ、上場され、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは

は電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記（b）項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされます。

（f）上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができます。

（g）ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

上記にかかわらず、上記（f）項に規定されるところに従い、上記（c）項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、非上場または一般に市場で取引されていない投資対象の価額は、当該投資対象の取得価額とします。ただし、管理会社は、管理会社が投資対象の評価を行うために適格と認める専門家による資産の再評価を行うことができ、また、受託会社の請求によりこれを行います。

ファンドのアンニュアル・レポートおよび財務書類はルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されます。

受託会社および管理事務代行会社は、ファンドの純資産総額を計算する際、独自の調査を行うことなく上記に従って提供された価格および評価に依拠することができ、かかる依拠について、ファンド、受益者またはその他の者に対して責任を負わないものとします。

#### 純資産総額の計算の停止

受託会社は、管理会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価格の決定の停止、購入および買戻し申込受付の停止、ならびにファンド証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払期限の延期をすることができます。

（a）ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはこれらの取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、

（b）ファンドがその投資対象を売却することが合理的に実行可能でなくなるか、その売却がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると受託会社または管理会社が判断する期間、

（c）投資対象の価値もしくはファンドの純資産価格を確認するために通常用いられる手段に故障が発生した場合か、またはその他の理由からファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値または純資産価格を合理的にもしくは公正に確認することができないと受託会社または管理会社が判断した場合、

（d）ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはその償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間、

（e）管理会社が、その単独の裁量に基づき、純資産価格の決定の停止、ファンド証券の購入および買戻し申込受付の停止、ならびに買戻代金の支払期限の延期をするのが賢明であると判断した期間

ファンドの受益者名簿に記載されているすべての受益者は、純資産総額の計算が停止された場合、速やかに書面で通知を受け、また、かかる停止措置が終了した場合、速やかに通知されます。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

#### （2）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

#### （3）【信託期間】

信託期間は、トラスト設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2010年6月22日）から150年間存続しますが、後記「（5）その他 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。

ただし、ファンドの円投資型1809および米ドル投資型1809の各クラスの存続期間は7年間であり、発行日（2018年9月27日）から7年目の日または当該日が営業日でない場合には直前の営業日（すなわち、2025年9月26日）に当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。

#### （4）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年1月31日に終了します。ファンドの最初の年次報告書は2019年1月31日に終了する期間に対して作成されます。

#### （5）【その他】

##### 発行限度額

ファンドが発行することができる受益証券の口数に上限はありません。

##### ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、信託期間の満了前に償還します。

- （a）ファンドを継続すること、または別の法域に移転することが違法となるか、または実行不可能であるかもしくは得策ではなく、またはファンドの受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合、
- （b）ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト受益者決議により当該ファンドの償還を決定した場合、
- （c）受託会社が辞任の意図を書面により通知したか、または受託会社について強制清算または任意清算が開始された場合で、管理会社が、当該通知または当該清算開始から90暦日以内に、受託会社の後任の受託者の地位を承継する意思がある他の法人を選任する、または選任させることができなかった場合、
- （d）管理会社が辞任の意図を書面により通知したか、または管理会社について強制清算または任意清算が開始された場合で、受託会社が、当該通知または当該清算開始後90暦日以内に、管理会社の後任の管理会社の地位を承継する意思がある他の法人を選任する、または選任させることができなかった場合、
- （e）適用される法律により償還が要求される場合、
- （f）いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託者に対して通知した場合。

ファンドが償還した場合、受託会社は、ファンドの受益者名簿に記載されている全受益者に対しかかる償還を通知するものとします。

受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

##### 信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日以上前の書面による通知（場合によって、トラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議のいずれかにより放棄することができます。）により、場合によって、受益者または影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者のいずれかの最善の利益になると受託会社および管理会社が、誠実に、かつ、商業上合理的に判断する方法および範囲において、信託証書の補足証書に基づき、信託証書の条項または規定を修正、変更、改訂または追加することができます。ただし、かかる修正、変更、改訂または追加が、

- ( a ) その時点の受益者の利益を著しく侵害せず、かつ、実質的な範囲において受託会社および管理会社の、場合によって、受益者もしくは影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者のいずれかに対する責任を免除することとならないこと
  - ( b ) 財務上、法的な、もしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であること
  - ( c ) 明白な誤りを修正するために必要であること
- のいずれかに該当すると受託会社が判断する旨を書面により証明する場合を除いて、かかる修正、変更、改訂または追加は、まず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために、場合によって、トラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議のいずれかを取得しなければ行うことができないものとし、また当該修正、変更、改訂または追加により受益者がファンド証券に関する追加支払義務またはファンド証券に関して責任を引き受ける義務を負わないものとします。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、受託会社または管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

##### 投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

##### 副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

##### 保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

##### 代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

##### 受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

#### 4【受益者の権利等】

##### (1)【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が定める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

##### ( ) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

##### ( ) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

##### ( ) 残余財産分配請求権

ファンドの償還日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドのファンド証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

##### ( ) 損害賠償請求権

基本信託証書の規定に基づき、受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

##### ( ) 議決権

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、またはトラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により、もしくはシリーズ・トラスト受益者決議の場合は特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の1以上の保有者として登録された受益者により書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授権された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合は、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、トラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により、またはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日における評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に受託会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

2018年8月17日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

#### 第4〔外国投資信託受益証券事務の概要〕

##### （イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

##### （ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、またはトラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により、もしくはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の1以上の保有者として登録された受益者により書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授権された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、トラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により、またはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は当該集会の議決とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日の評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

##### 文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

##### （ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

## (二) 受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができます。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、(a) 適格投資家への名義書換であること、(b) 譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および(c) 受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要があります。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項  
該当事項はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

2017年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 管理会社の機構（2018年6月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の4名の取締役で構成されます。

スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
山口省吾	取締役
パトリツィア・ブルツィオ	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理します。

管理会社は、ファンドの管理事務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しており、また、投資運用業務をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社にファンドの投資運用業務を委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

2018年5月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別	基本的性格	本数	純資産総額（円）
ケイマン籍	オープン・エンド型契約型投資信託	20	444,171,338,931

### 3【管理会社の経理状況】

(1) 管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 管理会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	2,019,496	1,582,306
未収委託者報酬	230,819	269,459
前払販売関連費用	5,780,329	6,391,211
未収入金	452,326	442,099
流動資産計	8,482,972	8,685,076
資産合計	8,482,972	8,685,076
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	345,268	-
未払金	798,188	946,745
未払費用	686,081	732,673
デリバティブ債務	30,943	4,395
流動負債計	1,860,482	1,683,814
負債合計	1,860,482	1,683,814
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	246	246
<b>資本剰余金</b>		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,428,414	5,807,184
株主資本合計	6,622,490	7,001,261
純資産合計	6,622,490	7,001,261
負債・純資産合計	8,482,972	8,685,076

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）		（自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日）	
営業収益				
委託者報酬		2,745,028		3,148,250
販売管理報酬等		3,988,632		3,326,879
営業収益計		6,733,660		6,475,129
営業費用				
支払手数料		2,375,901		2,759,020
販売関連費用		3,840,010		2,924,190
営業費用計		6,215,911		5,683,210
一般管理費				
事務委託費		352,671		351,359
諸経費		24,771		19,115
一般管理費計		377,443		370,475
営業利益		140,305		421,443
営業外収益				
受取利息		2,633		354
為替差益		95,507		-
営業外収益計		98,141		354
営業外費用				
支払利息		62,873		8,741
為替差損		-		34,285
営業外費用計		62,873		43,027
経常利益		175,573		378,770
特別損失				
前払販売関連費用追加償却費		35,566		-
税引前当期純利益		140,007		378,770
当期純利益		140,007		378,770

## ( 3 ) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	5,288,406	6,482,482	6,482,482
当期変動額					
当期純利益			140,007	140,007	140,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	140,007	140,007	140,007
当期末残高	246	1,193,830	5,428,414	6,622,490	6,622,490

当事業年度（自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	5,428,414	6,622,490	6,622,490
当期変動額					
当期純利益			378,770	378,770	378,770
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	378,770	378,770	378,770
当期末残高	246	1,193,830	5,807,184	7,001,261	7,001,261

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

## 2．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

## （損益計算書関係）

前事業年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

## \* 1．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

## 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

## 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

## （金融商品関係）

### 1．金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて短期借入により資金調達する方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、短期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,019,496	2,019,496	-
(2) 未収委託者報酬	230,819	230,819	-
(3) 未収入金	452,326	452,326	-
資産計	2,702,641	2,702,641	-
(1) 短期借入金	345,268	345,268	-
(2) 未払金	798,188	798,188	-
(3) 未払費用	686,081	686,081	-
負債計	1,829,537	1,829,537	-
デリバティブ取引（*1）			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(30,943)	(30,943)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(30,943)	(30,943)	-

（\*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（平成29年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,582,306	1,582,306	-
(2) 未収委託者報酬	269,459	269,459	-
(3) 未収入金	442,099	442,099	-
資産計	2,293,864	2,293,864	-
(1) 短期借入金	-	-	-
(2) 未払金	946,745	946,745	-
(3) 未払費用	732,673	732,673	-
負債計	1,679,418	1,679,418	-
デリバティブ取引（*1）			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,395)	(4,395)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(4,395)	(4,395)	-

（\*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (1) 短期借入金

短期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

## 前事業年度（平成28年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,019,496	-	-	-
未収委託者報酬	230,819	-	-	-
未収入金	452,326	-	-	-
合 計	2,702,641	-	-	-

## 当事業年度（平成29年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,582,306	-	-	-
未収委託者報酬	269,459	-	-	-
未収入金	442,099	-	-	-
合 計	2,293,864	-	-	-

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

前事業年度（平成28年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場 取引 以外 の 取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	776,224	-	30,943	30,943
合計		776,224	-	30,943	30,943

当事業年度（平成29年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場 取引 以外 の 取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	1,314,384	-	4,395	4,395
合計		1,314,384	-	4,395	4,395

(注) 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格によっております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

前事業年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,745,028	3,988,632	6,733,660

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,148,250	3,326,879	6,475,129

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## （関連当事者との取引）

## １．関連当事者との取引

## （１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
同一の親会社を持つ会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	795百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託 役員の兼任	投資運用委託 (注2)	2,235,023	未払費用	632,767	
							事務委託 (注4)	346,848			
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135百万米ドル	銀行業	なし		預金取引	預金の引出(純額) (注3)	55,771	預金	1,893,428
							資金の借入	資金の借入 (注3)	466,937	短期借入金	345,268
								資金の返済 (注3)	4,751,002		
								利息の支払 (注3)	62,873		
デリバティブ取引	デリバティブ取引による支出 (注3)	42,419	デリバティブ債務	30,943							

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

当事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	795百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託 役員の兼任	投資運用委託(注2) 事務委託(注4)	2,619,144 346,848	未払費用	623,629
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135百万米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の引出(純額)(注3)	349,327	預金	1,545,854
						資金の借入	資金の借入(注3)	1,662,535	短期借入金	-
							資金の返済(注3)	2,010,632		
							利息の支払(注3)	8,741		
デリバティブ取引	デリバティブ取引による支出(注3)	71,472	デリバティブ債務	4,395						

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

#### 4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、副投資運用会社、ならびにこれらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」といいます。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招きうる他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがあります。かかる活動には、他の投資信託の受託者、管理事務代行者、保管者、管理者、投資運用者または販売者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、ファンドと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する運用または助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。受託会社および管理会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。異なる顧客（ファンドを含みます。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性があります。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が公平に配分されることを保証します。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わずファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

#### 5【その他】

##### （1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に基づき変更されます。

##### （2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社の全ての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」といいます。）が保有していました。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」といいます。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債を全て引受けました。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「M O I C」といいます。）に提供しました。管理会社の全ての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社になりました。

その後、M O I Cは、M O I Cが保有する管理会社の全ての発行済株式をエムピーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「M B C」といいます。）に譲渡したため、2018年7月末日現在、管理会社はM B Cの完全子会社です。

##### （3）出資の状況

該当ありません。

( 4 ) 訴訟事件その他の重要事項

2018年8月17日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

##### 資本金の額

2018年6月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、2,592万米ドル(約28億6,520万円)です。

##### 事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2018年改訂)に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けています。

#### (2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

##### 資本金の額

2018年6月末日現在、資本金の額は、2,800万ユーロ(35億8,148万円)です。

(注)ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2018年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=127.91円)によります。

##### 事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

#### (3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

##### 資本金の額

2018年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円です。

##### 事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

#### (4) インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(「副投資運用会社」)

##### 資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は、公開されていません。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2017年12月末日現在における資本金の額は、約302億2,100万米ドル(約3兆3,406億円)です。

##### 事業の内容

副投資運用会社は、2002年に英国で設立され、英国金融行為規制機構による認可および規制を受けています。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

資本金の額

2018年6月末日現在、資本金の額は、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2018年6月末日現在、日本国内に157の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売業務・買戻の取次業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書および2015年6月2日付のファンドに係る補足信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

(4) インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドに関する副投資運用業務を行います。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会の業務およびファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務を行います。

### 3【資本関係】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

該当事項はありません。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社の親会社です。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社です。

(4) インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(「副投資運用会社」)

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社です。

(5) 野村証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

野村証券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間接的な親会社です。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,559（2,816のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

#### 2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制が免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

#### 3．規制を受ける投資信託の三つの型

### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

( ) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

( ) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および( )に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の( )に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

#### 4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

#### 5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるか

ケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
  - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合
  - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合
  - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いましくはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- ( a ) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- ( b ) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- ( c ) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- ( d ) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - ( i ) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( v ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- ( e ) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンスロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- ( f ) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- ( g ) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- ( h ) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- ( i ) 株式の買戻しも認められる。
- ( j ) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- ( k ) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- ( l ) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- ( m ) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、

たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

- ( f ) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - ( i ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
    - ( ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
    - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
    - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
    - ( ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
    - ( ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
  - ( g ) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
  - ( h ) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
  - ( i ) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
  - ( j ) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
  - ( k ) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
  - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
  - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
- ## 8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- ( a ) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- ( b ) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- ( a ) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- ( b ) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- ( c ) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- ( d ) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- ( e ) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- ( f ) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- ( a ) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- ( i ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- ( ) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
- ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- ( b ) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- ( c ) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- ( d ) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- ( a ) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- ( b ) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- ( c ) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- ( d ) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- ( e ) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 ( d ) 項または第8.10 ( e ) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
  - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
  - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
  - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- （a）規制投資信託
  - （b）免許投資信託管理者
  - （c）規制投資信託であった人物、または

- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
  - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
  - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
  - (b) 投資信託に関する事柄
  - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
  - (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2018年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
  - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
  - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- ( e ) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

### 11.3 契約法（1996年改訂）

（a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

（b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

（a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

（b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

（c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

（d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

（e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

## 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

## 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（2018年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法（2018年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

## 13. 清算

### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：上記第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて

裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

#### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

#### 14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

#### 14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
  - ( ) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- ( b ) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- ( c ) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- ( d ) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

#### 14.8 保管会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- ( b ) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- ( c ) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- ( d ) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督

し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- ( b ) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- ( c ) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- ( d ) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- ( e ) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
  - ( ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - ( A ) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
    - ( B ) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- ( f ) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
  - ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- ( g ) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
  - ( ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
  - ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- ( h ) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- ( a ) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

(a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

( ) 監査人の氏名および住所

( ) 下記の( )、( )および( )に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）

( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件

( ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

( ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明

( ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- ( ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- ( ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- ( ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- ( ) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- ( ) 以下の記述  
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- ( ) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- ( ) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
  - ( A ) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - ( B ) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- ( ) 投資顧問会社（下記事項を含む）
  - ( A ) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - ( B ) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - ( C ) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

## 第4【その他】

- (1) 目論見書に図案を採用することがあります。
- (2) 交付目論見書の最終頁の次に、「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (3) 目論見書に次の事項を記載することがあります。
  - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読み下さい。」との記載
  - ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載
  - ・「また、E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。」との記載
  - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨の記載
  - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・「ファンド証券の価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。」との記載
  - ・目論見書の使用開始月または日
  - ・その他の留意点として、「当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との記載
  - ・「ご投資にあたっては、「外国証券取引口座」が必要です。」との記載
  - ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することが勧められる旨の記載
  - ・「投資信託は預貯金と異なります。」との記載
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) ファンド証券の券面は発行されません。

## 別紙

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

- 「営業日」 ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（毎年12月24日を除きます。）、または管理会社が随時に決定するその他の日をいいます。
- 「英文目論見書」 ファンドに関する2010年7月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足されます。
- 「円」および「¥」 日本の法定通貨をいいます。
- 「円投資型1809」 N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1809と称する受益証券をいいます。
- 「買付申込書」 管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいいます。
- 「買戻請求書」 管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいいます。
- 「買戻日」 各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます（最初の買戻日は2018年9月27日です。）。
- 「管理会社」 トラストの管理会社としてのB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいいます。
- 「管理事務代行会社」 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.をいいます。
- 「管理事務代行契約」 受託会社、管理会社および管理事務代行会社間で締結された管理事務代行契約をいい、同契約に基づきファンドの管理事務代行者として管理事務代行会社が選任されています。
- 「基本信託証書」 受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2010年6月22日付基本信託証書（随時修正または補足されるものを含みます。）をいいます。

「受益者」	ある時点における受益者名簿に登録された受益証券保有者をいいます。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。受益証券は異なるクラスにつき発行されることができ、文脈上別の解釈が求められる場合を除き、すべてのクラスの受益証券を含みます。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「純資産総額」	ファンドの純資産総額をいいます。
「シリーズ・トラスト受益者決議」	あるシリーズ・トラストの発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、または当該シリーズ・トラストの受益者集会において基本信託証書の規定に基づき当該シリーズ・トラストの受益者により可決された決議をいいます。
「S & P」	S & Pグローバル・レーティングをいいます。
「設定日」	2018年9月27日または管理会社が単独の裁量により決定するその他の日をいいます。
「代行協会員」	ファンドの代行協会員としての野村證券株式会社をいいます。
「適格投資家」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体または管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者もしくは団体をいいます。 （ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者、法人もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体のための保管者、名義人もしくは受託者。
「投資運用会社」	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいいます。

- 「投資運用契約」 管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約（その後の変更を含みます。）をいい、同契約に基づきファンドの投資運用者として投資運用会社が選任されています。
- 「トラスト」 ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるジャパン・オフショア・ファンド・シリーズをいいます。
- 「トラスト受益者決議」 1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいいます。
- 「販売会社」 ファンドの販売会社としての野村證券株式会社をいいます。
- 「ファンド証券1口当たり純資産価格」 特定の受益証券のクラスに帰属する純資産総額を評価時に発行済の当該受益証券のクラス受益証券の口数で除して算出される額をいい、円投資型1809は1円、米ドル投資型1809は0.01米ドル単位まで四捨五入することにより算出されます。
- 「評価時点」 適用される為替レートの決定につき、各評価日のルクセンブルグ時間午前10時、またファンドの資産につき、各評価日のルクセンブルグ時間午後4時、もしくは（これらより早く到来する場合）関係する最後の市場の営業終了時、または管理会社がファンドの管理事務代行会社と協議の上ファンドもしくはファンドの資産について随時決定するその他の時刻。
- 「評価日」 各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
- 「ファンド」 受託会社と管理会社との間の基本信託証書（改訂済み）に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストであるNM世界投資適格社債ファンドをいいます。
- 「副投資運用会社」 インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドをいいます。
- 「副投資運用契約」 投資運用会社と副投資運用会社との間の副投資運用契約（その後の変更を含みます。）をいい、同契約に基づきファンドの副投資運用者として副投資運用会社が選任されています。
- 「分配期間」 最初の分配期間の場合には払込日から開始し、その後については前の分配基準日の翌日から開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。

- 「分配基準日」 2018年12月5日から開始する各年の3月、6月、9月、12月の5日  
(同日が営業日でない場合は直前の営業日)またはクラス受益証券  
に関して管理会社が決定するその他の日をいいます。
- 「米国」 アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
- 「米ドル投資型1809」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1809と称する受益証  
券をいいます。
- 「保管会社」 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.をいいます。
- 「保管契約」 受託会社と保管会社との間で締結された保管契約をいい、同契約に  
基づきファンドの保管者として保管会社が選任されています。
- 「マネージド・ファンド」 ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド・コーポレーショ  
ンまたは類似のオープン・エンド型投資会社その他の投資手段をい  
います。
- 「ムーディーズ」 ムーディーズ・インベスターズ・サービシズ・インクをいいます。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。